

奈良県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第八十三号

奈良県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の4中「奈良県総合リハビリテーションセンター条例」を「奈良県障害者総合支援センター条例」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。